

令和5年5月2日

関係団体各位

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の改訂について(通知)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年4月21日付け環水大大発第2304211号により、環境省水・大気環境局大気環境課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、災害発生時だけでなく、平時の備えとして建築物等の所有者、解体等工事の元請業者等の皆様に参考にしていただきたいので、お手数ですが、貴団体の会員に対する周知に御協力いただきますようお願いいたします。

【環境省の報道発表ホームページ】

URL : https://www.env.go.jp/press/press_01500.html

問合せ先

大気環境グループ 高瀬

電 話 (045)210-4111 (直通)

電子メール taiki.161@pref.kanagawa.lg.jp

環水大大発第 2304211 号
令和 5 年 4 月 21 日

各

都 道 府 県 大気汚染防止法政令市

 大気環境主管部局長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長
(公印省略)

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の改訂について(通知)

平素より大気環境行政の推進に御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

災害時における石綿の飛散及びばく露防止に係る措置については、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、平成 19 年 8 月に「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を作成し、その後、平成 29 年 9 月には東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえて改訂を行ったところです。

令和 2 年の大気汚染防止法(以下「法」という。)の改正では、災害時の石綿飛散防止対策を考慮して、法第 18 条の 24 に国の施策、第 18 条の 25 に地方公共団体の施策として、建築物等の所有者等が平常時から石綿含有建材が使用されているか否かの把握などを促進する規定が新たに盛り込まれました。

このため、環境省では、地方公共団体と協力して「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施し、平常時における建築物等の石綿含有建材の使用の有無の把握の手法等について知見の収集を行い、今般、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル改訂検討会」での検討を経て、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第 3 版)」を作成しました。

つきましては、当該マニュアルについて関係部局及び管下の市町村に周知いただくとともに、災害時における石綿飛散防止対策に活用いただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

<問合せ先>

環境省 水・大気環境局 大気環境課

TEL : 03-3581-3351(内線 6534)

E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp